今、憲法問題を語る一憲法問題対策センター活動報告一

第65回 近時の憲法に関連する会長声明について PKO部隊南スーダン派遣問題, 国家緊急権問題

憲法問題対策センター事務局長 菅 芳郎 (45 期)

1 憲法問題状況の激変

憲法問題の中でも、とりわけ基本原理である恒久平和主義をめぐる問題状況は、平成25年の内閣法制局長官人事を皮切りに、劇的な転換が図られた。

すなわち、平成26年4月1日の安倍内閣による武器輸出三原則の転換、同年5月13日のいわゆる安保法制懇の「憲法解釈上集団的自衛権は認められる」旨の報告書の提出、同年7月1日の集団的自衛権一部容認を含む安全保障に関する閣議決定の後、平成27年9月19日に安保関連法が成立し、ついに平成28年11月15日の閣議決定によって、安保関連法(いわゆる「改正PKO法」)に基づいて自衛隊PKO部隊が南スーダン派遣された(初めて駆けつけ警護等の任務を帯びて同年11月20日に出発)。

また、憲法改正につながる動きについても、大災害の発生するたびに憲法改正による国家緊急権の創設の必要性が政府与党から提唱されている中で、平成28年7月の憲法改正を主たる争点としない参議院選挙の結果、与党が3分の2の議席を占めることとなり、与党単独でも憲法改正発議が可能な状況となった中で、衆参両院の憲法審査会が再開され、安倍首相が年頭に憲法の見直しの年である旨を表明している。

2 今般の会長声明の発出

当会は、上記のような憲法問題の状況に鑑みて平成28年11月18日付で「南スーダンにおける国連平和維持活動(PKO)のために派遣する自衛隊に対し『駆けつけ警護』の新任務と武器使用権限を付与する閣議決定に抗議し、その撤回と安保法制の廃止を求める会長声明」(タイトルがやや長すぎるか)を発し【LIBRA 2016年12月号51頁掲載】、続いて平成28年11月24日付で、「日本国憲法を改正し国家緊急権規定を創設することに反対する会長声明」【LIBRA 2017年1月号48頁掲載】を発出した。

その概要は、以下のとおりである。

3 PKO部隊南スーダン派遣関係の会長声明について

この声明は、そもそも改正PKO法の「駆けつけ警護」 規定自体が憲法9条に違反しているという立場に立つ

ものであるが、平成28年7月の首都ジュバにおける政 府軍・反政府軍の大規模戦闘行為(政府はこれを矮小 化している) は、両者に多くの犠牲者を出したことは もちろんのこと、政府軍の一部によって市民に対する あらゆる種類の残虐行為が行われ、市民に多数の犠牲 者を出したこと、特に政府軍と国連PKO部隊との間 で一時交戦状態となったことなどの事実が国連の調査 によって報道されていることに照らせば、①南スーダン の現状は停戦合意が崩壊している状況と言わざるを得 ず、PKO5原則を満たさないはずであること、②政府 軍・反政府軍もともに国家類似の組織であり、そのよ うな組織が本格的な戦闘状態を引き起こしている地域 に自衛隊PKO活動部隊が武器をもって駆けつけ警護 任務に就くと、戦闘に巻き込まれる危険性が極めて高 く、国際紛争に武力をもって関与することとなり、明 白に憲法9条違反の事態が発生することとなること、 などの点から、派遣に反対し、その根拠となる安保関連 法自体も憲法に違反している以上、廃止されるべきで あるというものである。

4 国家緊急権に関する会長声明について

この声明の要旨は、まず、国家緊急権は、緊急事態における限時的なものとはいえ、政府に権力を集中して国民の基本権に特殊な制限を加えることをその本質とするものであるため、憲法を権力の制限規範と規定する立憲主義とは厳しい緊張関係に立つものであることを指摘したうえで、実際に国家緊急権が発動されたワイマール憲法下でのドイツの例や、フランス第5共和制下のドゴール政権下での例が濫用的発動であったことからも、その濫用の危険性が極めて高いこと、そもそも個々の必要性に関する立法事実も極めて疑わしいことを指摘して、このような条項を創設するための憲法改正に反対するというものである。

5 今後の憲法問題への対処

基本的人権の擁護と社会正義の実現(弁護士法1条) という使命のもとで、今後も、法理論的見地から、憲法 及びその基本原則に反する立法や政策に対して時宜に 応じた意見を表明することが必要であろう。